

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 株式会社博報堂
代表者及び住所 東京都港区赤坂5-3-1
代表取締役 水島 正幸
2. 指名停止措置期間 : 令和5年3月6日から令和5年12月5日まで(9ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 公正取引委員会は、令和5年2月28日(火)に、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関するテストイベント計画立案等業務委託契約等の入札談合事件について、独占禁止法に違反する犯罪があったと思料して、同法第74条第1項の規定に基づき、株式会社博報堂等を検事総長に告発し、同日、東京地検特捜部は同社等を起訴した。
5. 指名停止措置理由 : 株式会社博報堂及びその元社員が、独占禁止法違反容疑で刑事告発され、起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。
従って、本件については、指名停止9ヵ月を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(不正又は不誠実な行為)

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL : 06-6942-1141

契約課長 山腰 祐司(内線 2511)

建設専門官 濱口 哲至(内線 2512)

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 株式会社東急エージェンシー
代表者及び住所 東京都港区西新橋1丁目1番1号
代表取締役 澁谷 尚幸
2. 指名停止措置期間 : 令和5年3月6日から令和5年12月5日まで(9ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 公正取引委員会は、令和5年2月28日(火)に、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関するテストイベント計画立案等業務委託契約等の入札談合事件について、独占禁止法に違反する犯罪があったと思料して、同法第74条第1項の規定に基づき、株式会社東急エージェンシー等を検事総長に告発し、同日、東京地検特捜部は同社等を起訴した。
5. 指名停止措置理由 : 株式会社東急エージェンシー及びその社員が、独占禁止法違反容疑で刑事告発され、起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。
従って、本件については、指名停止9ヵ月を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(不正又は不誠実な行為)

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL : 06-6942-1141

契約課長 山腰 祐司(内線 2511)

建設専門官 濱口 哲至(内線 2512)

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 株式会社セイムトゥー
代表者及び住所 東京都千代田区永田町2丁目4番3号
代表取締役 海野 雅生
2. 指名停止措置期間 : 令和5年3月6日から令和5年12月5日まで(9ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 公正取引委員会は、令和5年2月28日(火)に、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関するテストイベント計画立案等業務委託契約等の入札談合事件について、独占禁止法に違反する犯罪があったと思料して、同法第74条第1項の規定に基づき、株式会社セイムトゥー等を検事総長に告発し、同日、東京地検特捜部は同社等を起訴した。
5. 指名停止措置理由 : 株式会社セイムトゥー及びその社員が、独占禁止法違反容疑で刑事告発され、起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。
従って、本件については、指名停止9ヵ月を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(不正又は不誠実な行為)

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL : 06-6942-1141

契約課長 山腰 祐司(内線 2511)

建設専門官 濱口 哲至(内線 2512)